

## 全国健康保険協会における新型コロナウイルス感染拡大の影響について

※令和2年6月末時点

	本部	山形支部	周知広報
令和2年2月13日	国内で初めて感染源の不明な感染者が発生		
令和2年2月17日	・新型コロナウイルス（COVID-19）への感染に対する注意喚起を加入者に向けて発信		HP
令和2年2月21日	・「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」を各支部へ通知 «内容» ・不急の会議、研修等の延期・中止の検討 ・外部事業者との接触の記録 など		
令和2年2月25日		・北海道・東北ブロック評議会の開催中止を決定 （2月27日仙台市において開催予定）	
令和2年2月26日	・政府が多数の観客が集まるイベント等について、今後2週間は中止や延期、規模縮小などの対応を要請。 ・厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に対する医療保険関係事業者への対応について」及び「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について」を发出。		
令和2年2月27日	総理が公立小中学校等の臨時休校（政府からは3月2日～春休みまでの間の休校）を要請する旨表明		
令和2年2月28日	・令和元年度第3回全国支部長会議の開催中止を決定 （3月26日開催予定） ・「新型コロナウイルス感染症拡大による学校の臨時休校に伴う特別休暇の付与に関する規定について」を各支部へ通知	・健康保険委員・年金委員合同研修会の開催中止を決定 （3月3日、4日、12日、26日開催予定）	・文書発送 ・電話 （参加申込み事業所のみ対応）
令和2年3月3日	・「新型コロナウイルス感染症に係る健診についての当面の対応について」を各支部へ連絡 «内容» ・健診実施機関の施設内で行う健診については、原則、健診実施機関における取扱いによるものとする ・協会主催で実施する集団健診については中止する		

	本部	山形支部	周知広報
令和2年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る特定保健指導等に関する令和2年3月14日以降の対応について」を各支部へ連絡</li> <li>《内容》</li> <li>・3月31日までの間、面談での特定保健指導等を見合わせ</li> </ul>		
令和2年3月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について」を各支部へ発出、ならびに加入者に向けて発信</li> <li>《内容》</li> <li>・被保険者が新型コロナウイルスにより、労務に服することができない場合における、傷病手当金の支給対象の範囲の提示</li> </ul>		HP
令和2年3月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う任意継続被保険者に係る保険料等の取扱いについて」を各支部へ発出</li> <li>《内容》</li> <li>・新型コロナウイルスの影響により、納付期限までに保険料を納められなかった場合、正当な理由があれば、遅延承認</li> <li>・任意継続資格取得の申し出について、被保険者が新型コロナウイルスの影響により、期日内に提出できなかった場合、正当な理由があれば、遅延承認</li> </ul>		
令和2年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡「新型コロナウイルスにおける集団健診の中止に係る費用の取扱いについて」を各支部へ発出</li> <li>《内容》</li> <li>集団健診の中止に伴い、検査キットの事前送付等、集団健診に係る費用については協会が負担する（取扱い検討中）。</li> </ul>		
令和2年3月18日	新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正新型インフルエンザ等対策特別措置が参議院本会議で成立		

	本部	山形支部	周知広報
令和2年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する療養費の臨時的な取扱いについて(治療用眼鏡等、あはき)」を各支部へ発出</li> </ul> «内容» <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関への不要不急の受診を防止するため、治療用眼鏡、はりきゅう、あん摩マッサージの作成指示書・同意書などの柔軟な対応の提示</li> </ul>		
令和2年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルスにより外出自粛要請がなされた場合の対応について」を関東7支部（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川県）、近畿6支部（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山支部）へ発出</li> </ul>		
令和2年3月27日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月以降の窓口混雑を懸念し、新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐため郵送でのお手続き案内を加入者に向けて配信</li> </ul>	メールマガジン
令和2年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部窓口混雑を懸念し、新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐため郵送でのお手続き案内を加入者に向けて発信</li> </ul>		HP
令和2年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「当面および緊急事態における事業範囲と業務遂行態勢について」を茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川県、静岡支部へ連絡</li> </ul> «内容» <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染リスク低減のため、遠距離通勤者が通勤する支部を変更するなど</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度やまがた健康企業宣言事業所対象の事業所訪問型健康づくりセミナーの募集開始の延期について決定（※6月30日から募集開始）</li> </ul>	文書発送 メールマガジン
令和2年4月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業等に関する規定」を制定</li> </ul>		
令和2年4月7日	内閣総理大臣が緊急事態宣言を発令（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）		

	本部	山形支部	周知広報
令和2年4月8日	<p>・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業期間等の指定について」を該当支部へ通知</p> <p>《内容》            東京・千葉・埼玉・神奈川・大阪・兵庫・福岡支部においては、令和2年4月9日から令和2年5月6日まで、関係機関への訪問、レセプト内容点検、支部窓口業務（サテライト窓口を除く）を行わない</p>		
令和2年4月9日	<p>・事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業の期間中における健診及び保健指導の対応について」を发出</p> <p>《内容》            東京・千葉・埼玉・神奈川・大阪・兵庫・福岡支部においては、令和2年4月10日から令和2年5月6日まで、健診を実施しないことを受け、健診および保健指導について、支部としての対応を周知            それ以外の支部においては、集団健診の中止。対面による保健指導の原則中止。</p>	<p>・健診実施機関等に「緊急事態宣言地域における生活習慣病予防健診及び特定保健指導の中止」を連絡</p>	FAX (健診機関)
令和2年4月14日	<p>・「新型コロナ臨時休校に伴う休業等の規定の制定について」を各支部へ通知</p>		
令和2年4月15日		<p>・保健師に対し休業命令（～5月6日）を発令</p>	
令和2年4月16日	<p>総理が47都道府県すべてに対して緊急事態宣言を発令（東京都をはじめとする13都道府県を特定警戒地域に指定）</p> <p>・厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進について」を各支部へ展開。</p>		

	本部	山形支部	周知広報
令和2年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う休業について（定め）の一部改正について」を各支部へ通知</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業の期間中における健診及び保健指導の対応について（その2）」を各支部へ発出</li> <li>《内容》 健診及び特定保健指導の中止（～5月6日まで）を特定警戒都道府県に該当する13支部に拡大</li> </ul>		
令和2年4月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省通知「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業期間中の検診及び保健指導の対応について（Q&amp;A）」を各支部へ展開</li> </ul>		FAX (健診機関)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診実施機関等に「特別警戒都道府県における生活習慣病予防健診及び特定保健指導の中止」を連絡</li> </ul>	
令和2年4月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う休業について（定め）の一部改正ならびに緊急事態宣言下における業務の縮小及び出勤する職員の縮減について」を各支部へ通知</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡「未治療者に対する受診勧奨の延期について」を各支部へ発出</li> <li>《内容》 受診勧奨通知の発送（一次勧奨）を延期とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡を受け、未治療者に対して支部で実施している二次勧奨業務も延期とする。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐため、全支部において窓口の職員常休止を加入者に向けて発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支部窓口の職員常駐休止（4月23日～5月6日まで）を配信</li> </ul>	
令和2年4月23日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府方針である「出勤者7割削減」を受け、自宅待機等を含む職員の分散出勤を開始 （山形支部職員2名が宮城支部にて勤務開始 宮城支部職員1名が山形支部にて勤務開始）</li> <li>・レセプト点検員に対し休業命令を発令（～5月6日）</li> </ul>	

	本部	山形支部	周知広報
令和2年4月30日	・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う休業について（定め）の一部改正について」を各支部へ通知		
		・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支部窓口の職員常駐休止延長（5月10日まで）を配信	HP メールマガジン
		・保健師及びレセプト点検員に対する休業命令を延期（～5月10日）	
令和2年5月4日	総理が緊急事態宣言期間を5月31日まで延長。これに伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更。		
令和2年5月7日	・事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響による任意継続被保険者保険料納付遅延の対応指針について」を各支部へ発出 《内容》 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的事情を伴う保険料納付が行えない場合の納期延長		
	・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う休業について（定め）の一部改正について」を各支部へ通知		
	・新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐため、全支部において窓口の職員常駐休止延長を加入者に向けて発信	・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支部窓口の職員常駐休止再延長（5月31日まで）を配信	HP メールマガジン
		・健診実施機関等に「特別警戒都道府県における生活習慣病予防健診及び特定保健指導の中止の延長（～5月10日）」を連絡	FAX （健診機関）
		・保健師及びレセプト点検員に対する休業命令を再延期（～5月31日）	
令和2年5月8日	・厚労省通知「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による厚生年金保険料等（健康保険料）の猶予の特例の取り扱いについて」を各支部へ展開 《内容》 ・新型コロナウイルスの影響により、2月1日以後に事業収入の相当な減少があったこと、その他それに類する事実がある場合は、厚生年金保険料等（健康保険料）の納付を1年間猶予することができる。		HP （年金機構）

	本部	山形支部	周知広報
令和2年5月14日	緊急事態宣言の対象が見直され、山形県を含む39県において緊急事態宣言が解除される。		
令和2年5月18日		・緊急事態宣言解除後も、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支部窓口の職員常駐休止（5月31日まで）の継続を配信	メールマガジン
令和2年5月21日	緊急事態宣言の対象が見直され、関西3府県においても緊急事態宣言が解除される。		
令和2年5月25日	残る5都道府県においても緊急事態宣言が解除され、全都道府県において解除された。		
令和2年5月28日	事務連絡「緊急事態解除宣言後の対応について」を各支部に発出		
令和2年5月29日	・新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐため、全支部において6月以降も職員の窓口常駐を控えることを加入者に向けて発信	・6月以降も職員の窓口常駐を控えることを配信	HP メールマガジン
令和2年6月1日		・全停止業務の再開（休業命令対象の職員も全員復職）	
		・健診機関等に対し、特定警戒都道府県における健診及び保健指導の中止の解除について連絡	FAX (健診機関)